

1. 実験・調査について

- ・ 著しい危険がある実験は不可 (有害物質・爆発など)。
- ・ 健康を害したり、人間が飲食する実験は不可 (衛生面の問題)。
- ・ 研究倫理に反する調査・実験、人権を侵害する調査・実験は不可。
(生き物の生死に関わること、民族・国籍・見た目に関すること等)
- ・ マスクを外さなければできない実験や不特定多数での器具の使い回しは不可。(感染防止の観点)

2. 予算・備品・消耗品について

- ・ 研究指導者が研究計画を審査し、研究に必要と認めたものは学校の予算で購入できる。
- ・ 値段や用途によって、購入に必要な手続きは異なる。
- ・ どのような物品であっても、必ず事前に購入希望を申し出ること。事後報告は受け付けない。
- ・ 購入希望を申し出たから学校に届くまでに、最短で1カ月程度は必要。
- ・ インターネット通販は不可。
- ・ 学校の予算で購入したものは、壊さないように使用し、研究終了後に返却する (消耗品は除く)。
- ・ 使用後に再び他者が使用できないものは購入不可 (靴・肌着など)。
- ・ 研究対象であっても 食品は購入不可 (ホットケーキミックス・炭酸飲料など)。
- ・ 生き物については、研究終了後も生徒が飼育を継続できないものは購入不可 (給餌・掃除など)。

3. 調査活動について (アンケート・インタビュー等)

(1) 校内の生徒を対象とする場合

- ・ 「アンケート用紙」「対面インタビュー」「Forms 等のアプリによる Web 回答」の 3 形式での調査が可能。
- ・ どの形式の場合にも必ず「依頼文書」を作成し、対象者に配布または掲示すること。依頼文書には下記①～⑤を必ず含めること。
- ・ 調査で個人を特定する情報 (対象者の氏名・住所など) は取得しない。どうしても取得する必要がある場合は、学校長の許可が必要。
- ・ 完成した「依頼文書」と「アンケート用紙 (またはインタビュー原稿または Web ページ)」を研究指導者及び配布先の責任者 (クラス担任や部活顧問) に見せ、調査実施の許可を事前に得ること。
- ・ 配布先のクラス (または部活動場所) に、生徒自身が出向き調査への協力を依頼すること。その際、依頼文書の内容を十分説明すること。

(2) 校外の人 (保護者含む) を対象とする場合

- ・ 「アンケート用紙」「対面インタビュー」の 2 形式での調査が可能。
- ・ どの形式の場合にも必ず「依頼文書」を作成し、対象者に配布または掲示すること。依頼文書には下記①～⑤を必ず含めること。
- ・ 調査で個人を特定する情報 (対象者の氏名・住所など) は取得しない。
- ・ 完成した「依頼文書」と「アンケート用紙 (またはインタビュー原稿または Web ページ)」を研究指導者及び学校長に見せ、調査実施の許可を事前に得ること。

【依頼文書】 必須事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①調査者情報 (調査者自身はどこの誰なのか)②調査目的 (何のためにこの調査をするのか)③対象者の選択の保障 (対象者が協力するか否かは自由。拒否しても不利益はない。)④対象者のプライバシー保護 (調査で得た情報は統計的に処理し、個人が特定できない状態で公表する。得た情報は調査目的のみに使用し、他には漏らさない。)⑤調査のメ切 (いつまでに回答するのか) |
|--|